

○ 松本市障害福祉サービス事業者等の業務管理体制の整備の届出に関する要綱

令和3年3月31日

告示第202号

(趣旨)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、障害者総合支援法施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）及び児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）に定めるもののほか、障害福祉サービス事業者等の業務管理体制の整備の届出に関し必要な事項を定めるものとする。

(業務管理体制の届出)

第2条 障害者総合支援法第51条の2第2項及び第51条の31第2項の規定による届出は、障害者総合支援法施行規則第34条の28第1項及び第34条の62第1項に掲げる事項については様式第1号により、児童福祉法第21条の5の26第2項及び第24条の38第2項の規定による届出は、児童福祉法施行規則第18条の38第1項及び第25条の26の9第1項に掲げる事項については様式第2号により行うものとする。

(届出事項の変更)

第3条 障害者総合支援法第51条の2第3項及び第51条の31第3項の規定による届出事項の変更は、障害者総合支援法施行規則第34条の28第2項及び第34条の62第2項に掲げる事項については様式第3号により、児童福祉法第21条の5の26第3項及び第24条の38第3項の規定による届出事項の変更は、児童福祉法施行規則第18条の38第2項及び第25条の26の9第2項に掲げる事項については様式第4号により行うものとする。

(区分の変更の届出)

第4条 障害者総合支援法第51条の2第4項及び第51条の31第4項の規定による区分の変更の届出は、障害者総合支援法施行規則第34条の28第3項及び第34条の62第3項に掲げる事項については様式第1号により、児童福祉法第21条の5の26第4項及び第24条の38第4項の規定による区分の変更の届出は、児童福祉法施行規則第18条の38第3項及び第25条の26の9第3項に掲げる事項については様式第2号により行うものとする。

(関係機関への情報提供)

第5条 市長は、第2条から前条までの規定による届出に関し、国及び県に対して、情報を提供することができる。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。